

融資の申込みに必要な書類

	名称	備考
基本書類	信用保証依頼書	保証申込の都度、毎回必要 金融機関にて作成
	信用保証委託申込書	保証申込の都度、毎回必要 日付欄には記入日を記載
	個人情報の取扱いに関する同意書	原則として、初めてご利用いただく際に必要。関係者（本人、連帯保証人、担保提供者等）から個別提出
	完納証明書(写)	発行日から1か月以内のもの※市外在住者でも四日市市のものが必要（四日市市役所2階市民税課窓口にて申請してください）
	確定申告書（決算書）(写)	直近2期分（申告別表、勘定科目明細のあるもの）が必要 ただし、既に協会へ提出済みであれば不要 法人の決算書は、OCR（スキャナーによる自動読取）により登録しております。決算書は原本から鮮明でゆがみがないように写し（A4片面）をおとりください。書き込みやチェック等がない決算書をご提出下さい。 また、必要に応じ原本やそれ以前の決算書を確認する場合があります。
	残高試算表(写)	原則として決算期から6か月以上経過している場合に必要（月別売上一覧でも可）
	申込人（企業）概要	2回目の申込以降は、変更があれば必要
	商業登記簿謄本(写)	初回申込時に必要 2回目の申込以降は、変更があれば必要
	印鑑証明書(写)	初回申込時に、申込人および連帯保証人、担保提供者等について、最近3か月以内のもの1通必要。2回目の申込以降は、変更があれば必要
	許認可・登録証等(写)	事業に必要な許認可証等が必要 なお、有効期間内のものを既に提出済みであれば不要
保証人	住民票または在留カードもしくは特別永住者証明書(写)	在留資格および在留期間等の確認のため 申込人または連帯保証人が外国人の場合に必要
	個人情報の取扱いに関する同意書	原則として、初めてご利用いただく際に必要。関係者（本人、連帯保証人、担保提供者等）から個別提出
	完納証明書(写)	発行日から1か月以内のもの※市外在住者でも四日市市のものが必要（四日市市役所2階市民税課窓口にて申請してください）
設備資金	印鑑証明書(写)	初回申込時に、申込人および連帯保証人、担保提供者等について、最近3か月以内のもの1通必要。2回目の申込以降は、変更があれば必要
	住民票または在留カードもしくは特別永住者証明書(写)	在留資格および在留期間等の確認のため 申込人または連帯保証人が外国人の場合に必要
	見積書(写)	建物の建築（原則として、申込人が建築申請者であることが必要）、機械等の設備資金の場合に必要
	契約書等(写)	
賃貸借契約書(写)	賃貸物件に係る設備資金（改装等）の場合に必要	
改装の承諾書(写)	既に賃貸契約を締結している場合に必要 なお、新たに賃貸契約を締結する場合は添付不要	
その他	事業計画書(写)	四日市市環境改善設備資金を申込み場合
	創業計画書(写)	四日市市独立開業資金を申込み場合
	客観的着手資料(写)	四日市市独立開業資金を申込み場合
	特定創業支援等事業証明書(写)	認定特定創業支援等事業を受けて四日市市独立開業資金を申込み場合

注1) 四日市市融資制度のご利用にあたって、「完納証明書」を四日市市役所2階市民税課窓口で申請する際は、「申請に必要な書類」をご準備の上、手続きをして下さい。  
詳しくは市のHPをご覧ください。  
「金融関連事業（中小企業への融資）」<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1001000001383/index.html>  
◎完納証明書に関するお問い合わせ先 市民税課 (059-354-8131) shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

注2) 上記以外にも申込内容により書類が必要な場合があります。

産業競争力強化法に基づく創業支援

産業競争力強化法に基づく認定を受けて、四日市志創業応援隊（以下、創業応援隊）がさまざまな創業支援事業を提供します。「特定創業支援等事業」を受け、本市が証明書を交付した創業者は、登録免許税の半減等の支援措置が受けられる場合がございますので、四日市市又は創業応援隊の窓口の四日市市商工会議所にお問い合わせください。

- ◆お問合せ先：四日市市 商業労政課 商業・サービス産業振興係 TEL 059-354-8175  
：創業応援隊 相談窓口（四日市市商工会議所内） TEL 059-352-8290
- ◆創業応援隊の構成メンバー：四日市市、四日市市商工会議所、楠町商工会、三重県信用保証協会、日本政策金融公庫
- ◆創業支援関連団体：サイネット(株)

令和8年度

2026年4月1日～2027年3月31日

— 中小企業及び創業者のみなさまへ —  
融資制度のご案内



四日市市 商工農水部 商業労政課 商業・サービス産業振興係 四日市市諏訪町1-5 ☎(059) 354-8175

市融資制度の他にも、中小企業者に対する融資制度がありますので、下記相談窓口までお問い合わせ下さい。

- 三重県中小企業・サービス産業振興課……………津市広明町13 ☎(059)224-2447
- 三重県信用保証協会四日市支店……………四日市市諏訪町4-5 ☎(059)353-9161
- 四日市市商工会議所……………四日市市諏訪町2-5 ☎(059)352-8290
- 楠町商工会……………四日市市楠町南五味塚60 ☎(059)397-2046
- 日本政策金融公庫四日市支店……………四日市市諏訪栄町1-12 ☎(059)352-3121
- 商工組合中央金庫四日市支店……………四日市市鶴の森1-3-20 ☎(059)351-4871

# 融資制度の概要

制度名	こんな場合に	申込みのできる方	資金用途	限度額	期間	利率	保証料(注1)(注3)	担保	連帯保証人
四日市市中小企業振興資金 (一般融資)	一般事業資金を必要とするとき	中小企業基本法に定める中小企業者のうち、以下の要件を満たすもの 1. 市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいること。なお、本制度の資金用途となる事業も1年以上営んでいること。 2. 常時雇用者が50人(商業・サービス業は30人)以下 3. 市内に本店登記のある法人又は主たる事業所のある個人(法人の場合) 4. 資本金の額が小売業・サービス業については5,000万円以下、卸売業にあつては1億円以下、製造業等にあつては3億円以下	運転・設備	3,000万円	運転:7年以内 (内据置1年含む)  設備:10年以内 (内据置2年含む)	1.5%	0%~1.1%	原則 担保不要	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
四日市市独立開業資金	市内において新事業開業または、開業後5年未満の市内中小企業が事業上の資金を必要とするとき	中小企業基本法に定める中小企業者のうち、以下の要件を満たすもの(個人の場合) ・市内に主たる事業所又は事務所を設置しようとする又は有する個人(法人の場合) ・市内に本店登記を行おうとする又は行っている法人 且つ、1~7のいずれかに該当するもの 1. 事業を営んでいない個人で、1か月以内(※)に事業を開始する具体的計画がある 2. 事業を営んでいない個人で、2か月以内(※)に法人を設立し、事業を開始する具体的計画がある 3. 分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人 4. 事業を営んでいない個人が事業を開始してから5年未満である 5. 事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である 6. 分社化により別法人として新たに設立された法人で、設立から5年未満である 7. 事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である ※認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は6か月以内となります。	運転・設備	3,500万円	10年以内 (内据置1年含む)	1.3%	0.6% (注2)	担保不要	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。
四日市市環境改善設備資金	騒音・振動・排水等の公害が発生していたり、発生のおそれがあり、この対策に資金が必要となるとき	中小企業基本法に定める中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律に定める中小企業団体のうち、以下の要件を満たすもの 1. 市内で1年以上引き続き同一事業を営んでいること。なお、本制度の資金用途となる事業も1年以上営んでいること。 2. 公害が発生しているか、発生のおそれがあること 3. 市内に本店登記のある法人又は主たる事業所のある個人	移転  設備	3,000万円	10年以内 (内据置1年含む)  7年以内 (内据置1年含む)	1.2%	0.15%~1.6%	原則 担保不要	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

(注1) 本融資制度は、三重県信用保証協会と連携して運用していることから、市は保証料の支援(表記の保証料(注1)は補給後の保証料率)や三重県信用保証協会が保証を行うことによって生じる代位弁済による損失の一部を支援しています。

(注2) 産業競争力強化法における認定特定創業支援等事業による支援を受けた利用者は、保証料率が0.3%になります。

(注3) 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、事業者選択型経営者保証非提供制度要綱に基づき、保証料が上乗せされます。

## 1. 融資対象外となる申込み

- ・三重県信用保証協会の信用保証が得られないもの  
【農業、林業、漁業、金融・保険業(クレジットカード業・割賦金融業、保険媒介代理業、保険サービス業等を除く)、性風俗関連産業等の信用保証対象外業種(保証審査における業種判定等は協会の運用に基づく)】
- ・許認可等を要する業種で、許認可を受けていないもの
- ・市税を完納していないもの
- ・既往借入金の借換に充当するもの
- ・有価証券購入等、投機目的のもの
- ・土地購入を目的とするもの
- ・市外へ設備するもの
- ・市の融資制度として不適当な申込みと判断されるもの

## 2. 保証料

本融資制度を受けるにあたり、三重県信用保証協会の信用保証が必要になります。なお、保証料については初回利息、印紙代と共に融資額より天引きされます。

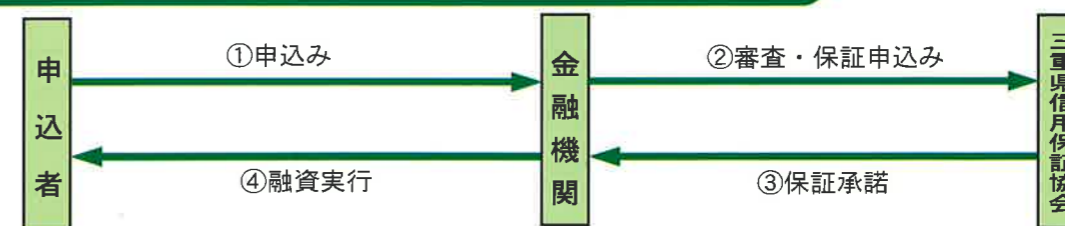
## 3. 取扱金融機関 (以下の金融機関へ直接お申込みください)

三十三銀行・百五銀行・北伊勢上野信用金庫・三菱UFJ銀行・大垣共立銀行  
あいち銀行・桑名三重信用金庫・商工組合中央金庫・滋賀銀行  
※お申し込みの際には、金融機関の審査がございますので、お客様のご希望に添えない場合もあります。

## 4. その他

- ・融資制度の返済方法は、全て元金均等月賦返済となります。
- ・本融資制度申込みにあたり、詳細につきましては、市役所商業労政課 商業・サービス産業振興係までお問い合わせください。

## 中小企業振興資金・環境改善設備資金のフローチャート



## 独立開業資金のフローチャート

